

議案第 70 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成 20 年条例第 36
号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 1 号中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの
事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171
号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第 82 条第 1 項」を「障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉
サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24 年千葉県条例第 88 号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）
第 84 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「指定障害福祉サービス基準第 184
条」を「指定障害福祉サービス基準条例第 172 条」に、「指定障害福祉サービ
ス基準第 159 条第 1 項」を「指定障害福祉サービス基準条例第 146 条第 1
項」に改め、同項第 3 号中「指定障害福祉サービス基準第 202 条」を「指定
障害福祉サービス基準条例第 190 条」に、「指定障害福祉サービス基準第

159条第1項」を「指定障害福祉サービス基準条例第146条第1項」に改め、同項第4号中「指定障害福祉サービス基準第120条第1項」を「指定障害福祉サービス基準条例第105条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等における障害者自立支援法の改正により、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めた千葉県条例が制定されたことに伴い、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。